# 第 章 信書便事業の現況

# 第1節 信書便事業とは

#### 1 信書便法の目的

信書の送達の事業は、130年以上もの間、郵便 事業として国が行ってきましたが、平成15年4月 の日本郵政公社の設立に際して信書便法が施行さ れ、民間事業者も信書の送達の事業を行うことが できるようになりました。

信書便法は、従来、国家独占とされてきた郵便 (信書の送達)の事業に競争原理を導入すること により、利用者の選択肢を拡大し、その利便の向 上を図ることを目指すとともに、引き続き、信書 の送達のサービスの日本全国におけるあまねく公 平な提供(ユニバーサルサービスの提供)を確保 することを目的としています。

#### 2 信書とは

「信書」は、「特定の受取人に対し、差出人の

信書に該当する文書の例

#### 書状

#### ■請求書の類

類例:納品書、領収書、見積書、願書、申込書、申請書、申告書、依頼書、契約書、照会書、回答書、承諾書

#### ■ 会議招集通知の類

類例:結婚式等の招待状、業務を報告する文書

## ■許可書の類

類例:免許証、認定書、表彰状

#### ■証明書の類

類例:印鑑証明書、納税証明書、戸籍謄本、住民票の写し

#### ■ ダイレクトメール

- ・文書自体に受取人が記載されている文書
- ・商品の購入等利用関係、契約関係等特定の受取人に差し出す 趣旨が明らかな文言が記載されている文書

意思を表示し、又は事実を通知する文書」と定義されています(郵便法第5条)。身近な例としては、はがきや手紙などが挙げられますが、その他にも請求書や各種証明書、一部のダイレクトメールなど、下の表の左側の欄に示されているものが該当します。

「信書」は基礎的な通信手段の一つであり、憲 法で保障されている通信の秘密を保護するため、 「信書」についての秘密を侵すことは禁止されて います。

そのため、職員の守秘義務など特別に秘密の保護のための規律が課されている日本郵政公社と信書便事業者以外は、他人の「信書」の送達を事業として行うことを禁止されています。

なお、信書便法では、信書そのものだけではなく、信書の包装又はその包装に封入される信書以外の物を含めた「信書便物」を単位として、様々な取扱いを定めています。

#### 信書に該当しない文書の例

#### 書籍の類

類例: 新聞、雑誌、会報、会誌、手帳、カレンダー、ポスター

- カタログ
- 小切手の類

類例:手形、株券

■ プリペイドカードの類 類例:商品券、図書券

#### ■ 乗車券の類

類例:航空券、定期券、入場券

■ クレジットカードの類

類例:キャッシュカード、ローンカード

#### ■ 会員カードの類

類例:入会証、ポイントカード、マイレージカード

## ■ ダイレクトメール

- ・専ら街頭における配布や新聞折り込みを前提として作成されるチラシのようなもの
- ・専ら店頭における配布を前提として作成されるパンフレット やリーフレットのようなもの

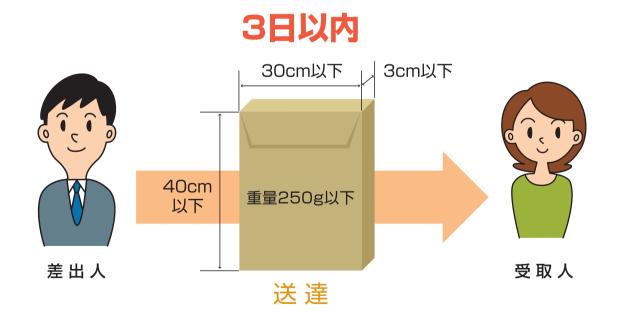
「信書に該当する文書に関する指針」(資料3参照)から作成



## 3 信書便事業の類型

信書便事業には、「一般信書便事業」と「特定 信書便事業」の二つの類型があります。

「一般信書便事業」とは、はがきや手紙など、 国民生活にとって基礎的なサービスとして、軽量・小型の信書便物が差し出された場合に、全国 において必ず引き受け・配達するサービスです。 具体的には、長さ40cm・幅30cm・厚さ3cm以下 で、重量250g以下の一般信書便物を全国均一料金で国内において原則3日以内に送達するサービス(以下「一般信書便役務」といいます)の提供が義務づけられます。なお、一般信書便事業は、これ以外にも任意の信書便のサービス(例えば、長さが40cmを超える信書便物を送達日数の制限を設けずに送達するサービス)を取り扱うことができます。

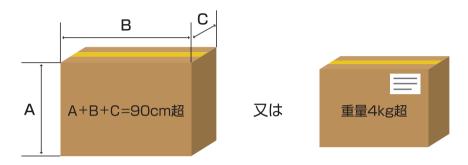


は異なり、特定の需要に応えるサービスを提供す る事業です。具体的には、次の①~③のいずれか

「特定信書便事業」とは、基礎的なサービスと に該当する信書便のサービスのみを提供すること ができる事業です。

## ① 大きい又は重いサービス

長さ、幅及び厚さの合計が90cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達するもの (以下「1号役務」といいます)。



## ② 急送サービス

信書便物が差し出された時から3時間以内に当該信書便物を送達するもの(以下「2号役務」 といいます)。



## ③ 付加価値の高いサービス

料金の額が1,000円を下回らない範囲内において総務省令で定める額(国内では1,000円) を超えるもの(以下「3号役務」といいます)。



1,000円を超える料金

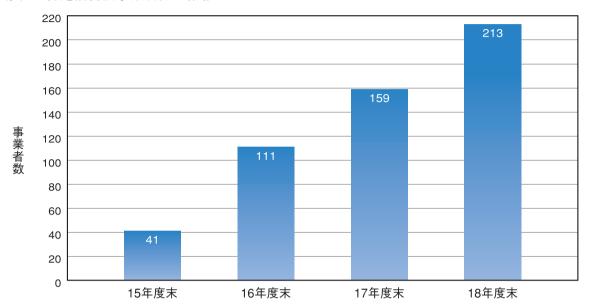
# 第2節 信書便事業の現況

## 1 事業者数・市場規模の推移

#### (1) 事業者数の推移

信書便法が施行されてから4年余りが経過し、 一般信書便事業には参入はないものの、特定信 書便事業への参入は着実に増加しており、平成 19年3月31日現在で213社が参入しています。

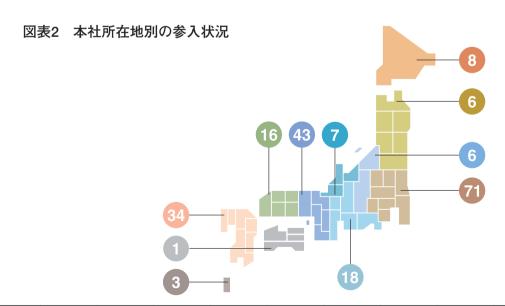
図表1 特定信書便事業者数の推移



#### (2) 地域別参入状況

全国を提供区域としている事業者は37社、複数県にまたがるものが41社、一の県内に限定しているものが135社となっており、広域にわたりサービスを提供しているものが全体の約4割と

なっています。本社所在地別の内訳をみると、 関東地方、近畿地方及び九州地方に本社を置く 事業者が比較的多くみられます。



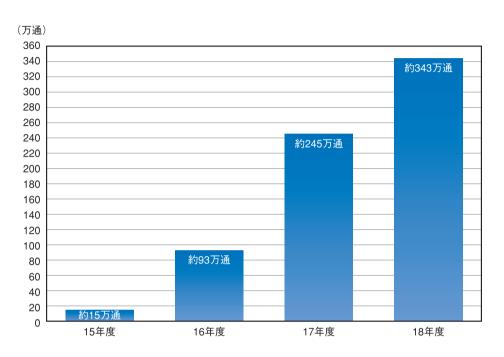
平成19年3月31日現在

北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄	計
8	6	71	6	7	18	43	16	1	34	3	213

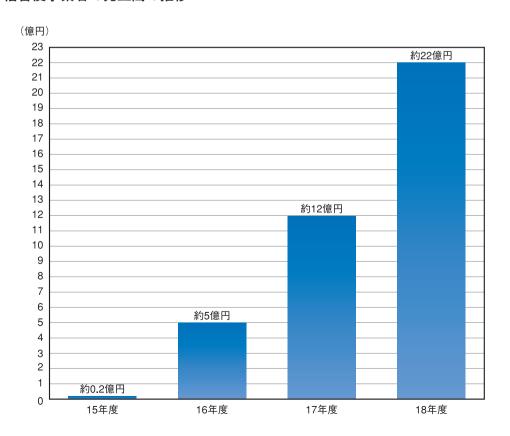
## (3) 取扱実績及び売上高の推移

平成15年度当初は、事業者が引き受けた信書 便物の通数(引受信書便物数)は約15万通でし たが、事業者数の増加にあわせて引受信書便物 数も伸びており、平成18年度においては約343万 通に達しています。売上高も順調に伸び、平成 18年度においては約22億円となっています。(信 書便事業実績報告書に基づく総務省調べ)

図表3 取扱実績の推移



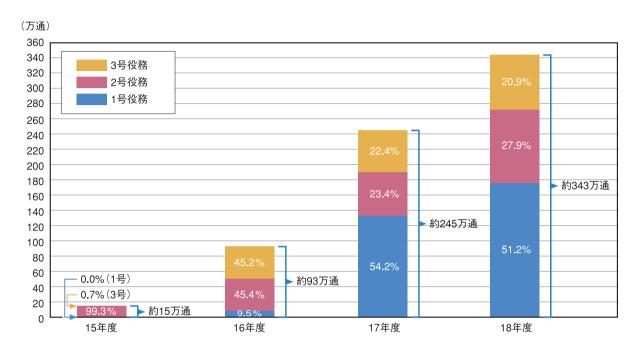
図表4 信書便事業者の売上高の推移



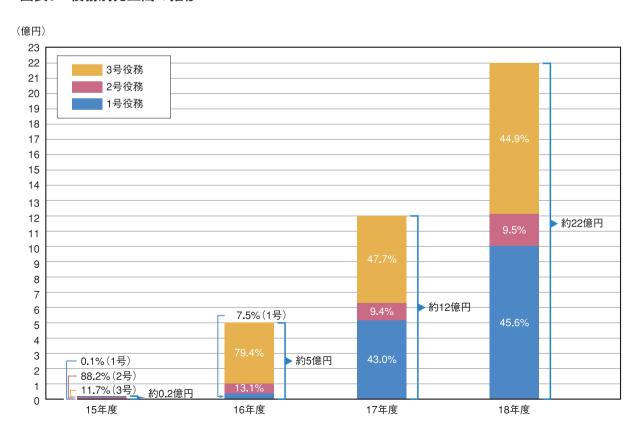
#### (4) 役務別の取扱実績及び売上高の推移

役務別にみると、特に1号役務の取扱実績が 大きいという特徴がみられます。近年、行政改 革の一環として公文書の巡回集配業務を外部に 委託する地方公共団体が増えており、こうした 動向も背景にあると考えられます。(信書便事業 実績報告に基づく総務省調べ)

#### 図表5 役務別取扱実績の推移



## 図表6 役務別売上高の推移



## 2 参入事業者の内訳

## (1) 提供役務別事業者数

特定信書便事業は、1号役務、2号役務、3号 役務のいずれかを提供する事業ですが、1つの

役務のみ提供する事業者や、複数の役務を提供 する事業者など様々な形態のものがみられます。

図表7 参入事業者の内訳(役務種類別) 平成19年3月31日現在

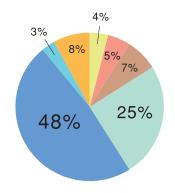
提供役務の種類	事業者数(延べ)
1号役務	176
2号役務	77
3号役務	101
合 計	354

注 複数の役務を提供する者がいるため、許可事業者数とは一致しません。

## (2) 経営形態別事業者数

事業者の経営形態は様々であり、会社の規模 や法人・個人の別に関係なく信書便事業に参入 しています。また、貨物運送事業で用いている 車両や人員などの経営資源、経営ノウハウを活 用して信書便事業に参入している事業者も多く みられます。

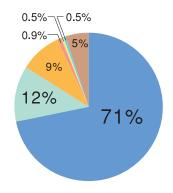
図表8 資本金別事業者の内訳(会社形態のもの)



平成19年3月31日現在

資本金の額	事業者数
■ 10億円以上	7 ( 4%)
■ 3億円超~10億円未満	8 ( 5%)
■ 1億円超~3億円未満	12 ( 7%)
■3千万円超~1億円未満	45 ( 25%)
■ 1千万円超~3千万円超	85 ( 48%)
■ 5百万円超~1千万円未満	6 ( 3%)
■ 5百万円未満	15 ( 8%)
슴 計	178 (100%)

図表9 法人形態別事業者の内訳



平成19年3月31日現在

法人形態	事業者数
■株式会社	152 ( 71%)
■有限会社	26 ( 12%)
協同組合	20 ( 9%)
■企業組合	2 ( 0.9%)
協業組合	1 (0.5%)
■ N P O	1 ( 0.5%)
■個人	11 ( 5%)
合 計	213 (100%)

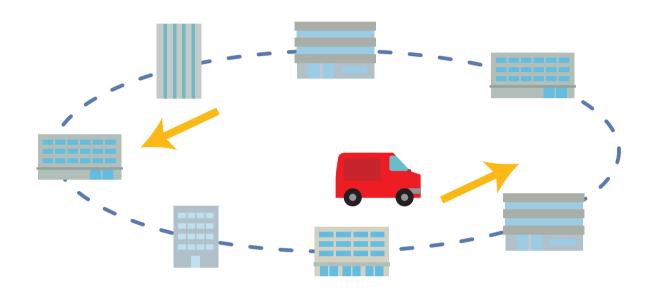
# 第3節 信書便サービス

## 1 信書便サービスの形態

特定信書便事業者によって提供されている信書便サービスの主な形態は次のとおりです。

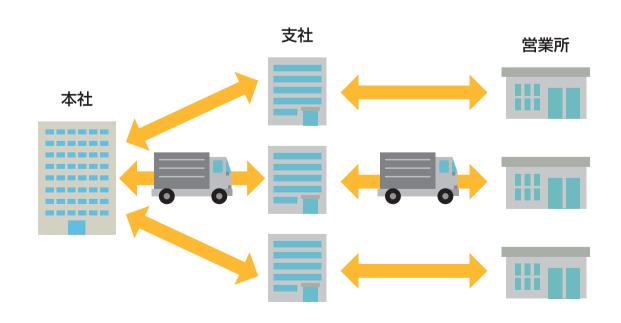
#### (1)巡回集配サービス

市役所・県庁などの地方公共団体関係の施設(出先機関、学校、病院、図書館等)や、企業の本店支店間など、一定のルートを巡回して信書便物(公文書など)を引き受け・配達するサービスです〈1号役務〉。



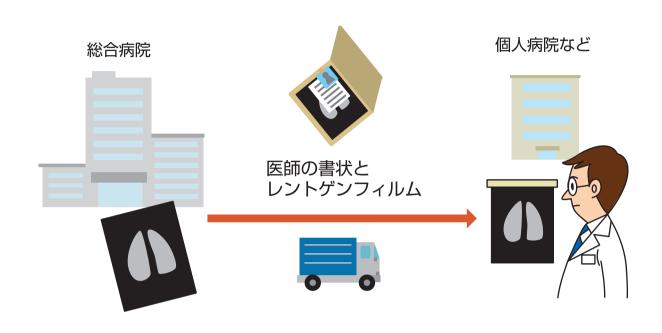
## (2) 定期集配サービス

本社が差し出す信書便物(指示文書、請求書など)を定期的に支社に配達するとともに、支社が差し 出す信書便物を定期的に営業所に配達するサービスです〈1号役務〉。



## (3) レントゲンフィルム等配達サービス

総合病院で撮影したレントゲンフィルムと医師の書状とが同封された信書便物を個人病院などに配達するサービスです〈2号役務〉。



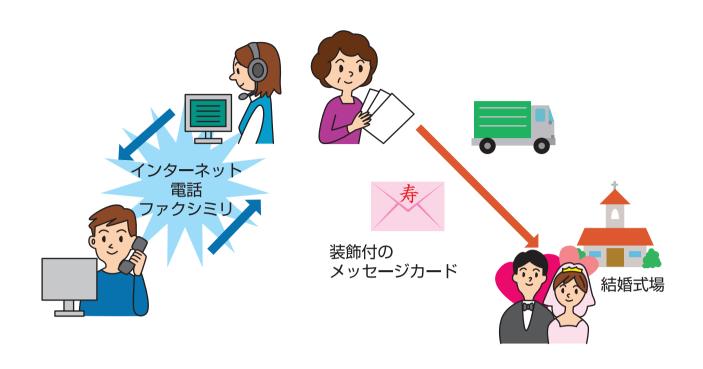
## (4) ビジネス文書の急送サービス

比較的近い距離で1件ごとの注文に応じ、依頼者が指定した場所へ信書便事業者が出向いてその場所で信書便物(ビジネス文書など)を引き受け、指定された場所へ配達するサービスです。宛先の異なる複数の信書便物を引き受け、配達するサービスも行われています〈2号役務〉。



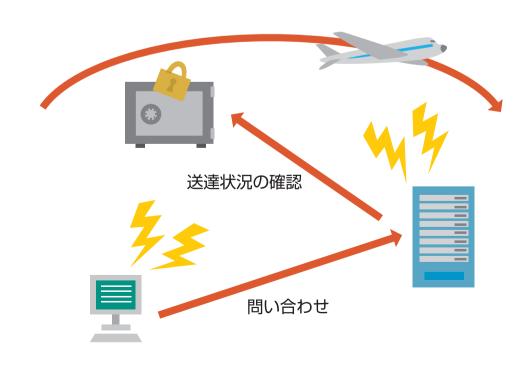
## (5) メッセージカードの配達サービス

受取人へのメッセージを電話、ファクシミリやインターネットで受付後、メッセージカードを作成し、 そのカードを装飾が施された台紙等に添付して配達するサービスです〈3号役務〉。



#### (6) ビジネス文書の高セキュリティサービス

ビジネス文書などの信書便物を専用の資材(ボックス・コンテナ等)で梱包してセキュリティを確保 し、航空機等を利用して全国に配達するサービスです。荷物の送達状況をインターネット上で確認する サービスも行われています〈3号役務〉。





# 地方公共団体における公文書の巡回集配について

今日、地方公共団体においては、厳しい財政状況を踏まえて積極的に行政改革の努力が続けられています。とりわけ民間委託の推進については、平成17年3月に策定された「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」においても、事務・事業の全般にわたり検討を行うことが求められています。

こうした行政改革の取組を受けて、特定信書便事業は、公文書巡回集配業務の一部を担い、より効率的なサービスの提供主体として地方公共団体の経費削減に寄与してきました。以下は、公文書の巡回集配業務に信書便サービスが利用されている一例です。

団 体	巡回対象の機関	導入前の 集配方法	導入の効果 (コスト減)
A市	市庁舎と関係機関(区役所や病院、図書館など38箇所) を1日2回・6コースで巡回	巡回郵便	約 ▲ 40% (16年度)
B市	教育委員会本庁と関係機関(学校や教育センターなど 82箇所)を1日1回・2コースで巡回	運送業者の車に 職員が同乗	約 ▲ 21% (18年度)
C市	市庁舎と関係機関(市民センターなど10箇所)を 1日1回・2コースで巡回	職員	約 ▲ 21% (18年度)
D⊞J	町庁舎と関係機関(支所や学校、保育所など22箇所)を 1日1回・1コースで巡回	職員	約 ▲ 11% (18年度)

 ※ A市:関東地方、政令指定都市
 B市:関東地方、人口50万人程度

 C市:近畿地方、人口30万人程度
 D町:中国地方、人口 1万人程度

現在は、都市部の団体における利用が中心となっていますが、今後は、都市部以外の地域においても、信書便サービスの利用が地方公共団体の選択肢として広がるよう、信書便事業者の一層の参入や提供エリアの拡大が期待されます。

## 2 行政手続における信書便の利用

公的な証明書の交付請求や行政機関からの通知などの行政手続についても、信書便の利用が可能となっているものがあります。

## ① 信書便による証明書等の請求又は受取が可能な事例

行政手続	信書便の利用対象	担当機関
住民票の写し等の交付 (住民基本台帳法第12条)	住民票の写し又は住民票記載事項証 明書について、信書便により請求す ることができます。	各市区町村 ※手数料の納付方法など、詳し くは各市区町村にお問い合わせ 下さい。
戸籍の謄本等の交付 (戸籍法第10条)	戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に 記載した事項に関する証明書につい て、信書便により請求することがで きます。	各市区町村※同上
不動産登記事項証明書の交付 (不動産登記法第119条)	不動産登記事項証明書について、信書便により受け取ることができます。	各法務局、地方法務局等 ※送付に要する費用を信書便事 業者の発行する証票で納付する 必要があります。
商業登記事項証明書等の交付 (商業登記法第10条、第12条)	商業登記事項証明書又は印鑑の証 明書について、信書便により受け 取ることができます。	各法務局、地方法務局等 ※同上
車両登録事項等証明書の交付 (道路運送車両法第22条)	車両登録事項等証明書について、信 書便により受け取ることができます。	各地方運輸局・支局 ※同上

# 

# ② 行政機関に提出等する書類の送付に信書便を用いることが可能な事例

行政手続	信書便の利用対象	担当機関	
郵便等による不在者投票 (公職選挙法第49条)	身体障害者手帳か戦傷病者手帳をお持ちの 選挙人で、一定の等級に該当する方は、信 書便による投票ができます。	各市区町村の選挙管理委員会 ※郵便等投票証明書の交付申請や、 投票用紙・投票用封筒の請求につ いても、信書便の利用が可能です。	
国税及び地方税の 納税申告書等の提出 (国税通則法第22条、地方税 法第50条の5の3)	納税申告書等を信書便により提出できます。 ※郵便の場合と同様に、日付印により表示された日に 提出されたものとみなされます。	【国税に関すること】 税務署 【地方税に関すること】 各都道府県・市区町村	

## 一般家庭等



## 書類の提出等



## 行政機関



# ③ 行政機関から発する書類の送付に信書便を用いることが可能な事例

行政手続	信書便の利用対象	担当機関	
税務署長等の発する 通知等の送付 (国税通則法第12条、地方税 法第20条)	還付に関する通知等、税務署や地方公共団 体が発出する書類は信書便により送付する ことができます。	【国税に関すること】 税務署 【地方税に関すること】 各都道府県・市区町村	
不動産登記の 更正の通知の送付 (不動産登記法第67条)	登記官が登記に錯誤又は遺漏があることを発見したときの登記権利者等への通知は、信書便により送付することができます。	各法務局、地方法務局等	
不動産登記の 職権抹消の通知の送付 (不動産登記法第71条)	登記官が登記に特定の却下事由に該当していることを発見し職権抹消をするときの登記権利者等への通知は、信書便により送付することができます。	各法務局、地方法務局等	

## 関係者等





行政機関からの通知等

行政機関





# 行政手続における信書便サービスの利用例

特定信書便サービスの利用については、本節で紹介したとおり、巡回・定期集配サービスやメッセージカードの配達サービスなど、地方公共団体の機関同士や民間企業同士の間のサービスが主要な形態となっているのが現状です。

ところで、信書便制度の創設に当たっては、信書便法の制定のみならず、それまで郵送を前提としていた各種法令の規定について、信書便による送達も認められるような整備がなされました(第3章第1節、資料2参照)。

信書便法の制定を含め、こうした制度整備がなされたことにより、官一官や民一民以外の、私たち国民と行政との間の様々な手続に関しても、ニーズを踏まえて意欲的にサービス展開を行う信書便事業者が現れています。

例えば、市役所や町村役場では、住民票の写しの交付請求があった場合、郵便で請求者に送付することがありますが、より迅速に受け取りたいという請求者のニーズに必ずしも十全に沿えない場合もあります。

そこで、九州に本社を置く信書便事業者A社では、特に迅速な配達を希望する請求者に対して、市役所から3時間以内に住民票の写しを配達するサービスを提供しています。

このサービスでは、請求者が市役所に対しA社の信書便での配達希望を申し出ることで、自宅への配達がなされるため、時間的に余裕のない場合にも迅速・確実に受け取りができます。なお、同社では、住民票の写しのほか、戸籍謄本や印鑑証明なども配達の実績があるとのことです。

信書便事業においては、今後とも、こうしたニーズを踏まえた様々なサービスの提供が増加し、利用者の選択の機会が広がることが期待されます。